第２　按分弁済
１　特別清算会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、資産の換価代金１００３万２３０８円から協定債権者の共同利益のためにする裁判上の諸費用、清算業務遂行に要する諸費用及び特別清算の手続のために特別清算会社に対して生じる債権などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権並びに裁判所から支払の許可を受けた債権の合計額１３万３２９０円を控除した残高９８９万９０１８円を、別紙「本件協定債権額一覧」の元金残高に応じて、以下のとおり按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨て、弁済原資と各弁済額の合計額との差額は、当該端数の大きい債権者から順に１円ずつ加算する。
①スルガ銀行株式会社　２１４万２３８９円
②株式会社日本政策金融公庫　２４３万００２４円
③静岡県信用保証協会　５３２万６６０５円
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、本件協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　第１項の規定による弁済の後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨て、弁済原資と各弁済額の合計額との差額は、当該端数の大きい債権者から順に１円ずつ加算する。この場合において、協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たに按分弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、本件協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する本件協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上

（別紙省略）

静岡地方裁判所沼津支部民事部

令和８年（ヒ）第１号

京都府福知山市篠尾新町四丁目１番地の１
清算株式会社　株式会社アイトシステム
１　決定年月日　令和８年９月２４日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社アイトシステム（以下「清算株式会社」という。）の特別清算手続開始決定日の前日である令和8年７月16日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という。）とする。
２　協定債権の免除
別紙協定債権者等目録記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につきその債務を全部免除する。
３　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可確定時に免除を受ける。
４　追加弁済
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第２項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　その他
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（別紙）
協定債権者等目録
〒620－0051
京都府福知山市昭和新町186
協定債権者足立匡
（協定債権額3448万7445円）
〒620-0051
京都府福知山市昭和新町186
協定債権者足立伊久美
（協定債権額250万0000円）
〒135-0063
東京都江東区有明一丁目4番11号ブリリアマーレ有明2107
協定債権者足立恭一
（協定債権額250万0000円）
〒221-0825
神奈川県横浜市神奈川区反町一丁目3番地7グランドパーク横浜反町フィエルテ90 3号
協定債権者安尾明弘
（協定債権額1361万1438円）
〒620-0055
京都府福知山市篠尾新町四丁目1番地の1
協定債権者足立不動産株式会社
代表者代表取締役足立伊久美
（協定債権者6952万0000円）

京都地方裁判所福知山支部

令和８年（ヒ）第３０２４号

大阪府豊中市新千里東町一丁目３番417号
清算株式会社　株式会社ＴＳＨ
代表清算人　田村　正良
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
４　前項の場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

大阪地方裁判所第６民事部

船舶所有者等責任制限手続終結

平成２７年（船）第１号

マーシャル諸島共和国 ＭＨ96960、マジュロ、アジェルテイク島、アジェルテイク通り、トラスト・カンパニー総合ビル（Trust Company Complex, Ajeltake Road, Ajeltake Island, Majuro, Republic of the Marshall Islands MH 96960）
申立人　ＳＴＩラルボット・シッピング・カンパニー・リミテッド（STI Larvotto Shipping Company Limited）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件責任制限手続を終結する。

横浜地方裁判所川崎支部民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第６８号

栃木県宇都宮市鶴田２丁目31番５号
再生債務者　串田　大樹
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月24日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第２８号

群馬県太田市上小林町1704番地８
再生債務者　須藤　泰宏
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年12月４日まで

前橋地方裁判所太田支部